

新潟県フロンティア企業支援資金融資要綱

平成10年4月1日制定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、社会・経済構造の変化に対応した事業活動を積極的に展開しようとする中小企業者等の事業活動に必要な資金を融資することにより、県内経済の活性化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する中小企業者をいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業信用保険法第2条第3項に規定する者をいう。
- (3) 事業協同組合等 次の各号のいずれかに該当し、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条第1項に規定する業種に属する事業を営む者をいう。
 - ① 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会
 - ② 商店街振興組合、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは酒類業組合又はこれらの連合会
- (4) 取扱金融機関 この要綱に基づく融資を取り扱う金融機関をいい、第四北越銀行、大光銀行、八十二長野銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、新潟信用金庫、柏崎信用金庫、加茂信用金庫、上越信用金庫、長岡信用金庫、村上信用金庫、新井信用金庫、三条信用金庫、新発田信用金庫、新潟県信用組合、糸魚川信用組合、巻信用組合、協栄信用組合、新潟大栄信用組合、ゆきぐに信用組合、はばたき信用組合、興栄信用組合、商工組合中央金庫、新潟県信用農業協同組合連合会、北新潟農業協同組合、新潟かがやき農業協同組合、えちご中越農業協同組合、魚沼農業協同組合、えちご上越農業協同組合、佐渡農業協同組合及びみなみ魚沼農業協同組合の県内営業店とする。

(融資対象者の資格)

第3条 この要綱に基づく融資を受けることができる者は、県内で6か月以上継続して同一事業を営む中小企業者及び事業協同組合等(以下「中小企業者等」という。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱に基づく融資を利用することができない。

- (1) 第8条及び第9条の規定に基づく融資にあっては、現に第8条又は第9条の規定に基づく融資を受けている者。ただし、設備資金については、前年度以前に当該融資を受けている者が、同条第2項第3号に規定する融資限度額を超えない範囲で1回に限り再利用することを妨げない。

- (2) 第8条及び第9条の規定に基づく融資のうち設備資金については、同一年度内で県の他の制度融資の設備資金（第10条の規定に基づく融資を除く。）又は公益財団法人にいがた産業創造機構が行う設備貸与事業を利用した者
- (3) 設備資金については、融資対象設備の設置等に係る代金の支払いが完了している者
- (4) 返済能力がないと認められる者
- (5) 金融機関から取引停止処分を受けている者
- (6) 新潟県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない者
- (7) 県税を滞納している者
- (8) 県の制度融資を不正に利用した者その他知事が適当でないと認めた者
（県資金の預託）

第4条 この要綱の定めるところにより融資が行われたときは、知事は、別に定めるところにより、予算の範囲内において県資金を取扱金融機関に預託するものとする。

2 前項の預託が実行された後、既に行われた融資について、この要綱の規定に違反する事実が明らかになったときは、知事は、預託金の全部又は一部を引き上げることができる。

（歩積両建預金の禁止）

第5条 取扱金融機関は、この要綱に基づく融資に当たって、歩積両建預金を要求してはならない。

（事後調査等）

第6条 知事は、必要に応じてこの要綱に定める融資を受けた者の事業実施状況、経営状況等についての調査を行うことができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、融資に関し必要な事項については、別に定める。

第2章 融資の内容及び手続き等

(新技術・新事業等展開貸付)

第8条 新技術・新事業等展開貸付は、新製品・新商品・新サービス及び新技術の開発等に取り組もうとする県内中小企業者等並びに事業の発展に必要な先端技術機器・情報関連機器の導入を図ろうとする県内中小企業者等に対し、当該事業の推進に必要な資金を融資することにより、事業発展又は新分野開拓を支援するとともに、県内経済の活性化を図ることを目的とする。

なお、この要綱でいう新製品、新商品、新サービス及び新技術とは次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) マイクロエレクトロニクス、バイオテクノロジー、新素材、エネルギー等の先端技術に関するもの
- (2) 県内中小企業の技術水準の向上に寄与し、県内産業の振興に資すると認められるもの
- (3) 先進性・新規性を有し、ユーザーの利便性の向上に資すると認められるもの
- (4) 特許法（昭和34年法律第122号）、実用新案法（昭和34年法律第124号）、意匠法（昭和34年法律第126号）又は半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に基づく、特許権、実用新案権、意匠権又は回路配置利用権の設定登録を受けたもの

2 融資条件

(1) 融資対象者

次の認定要件のいずれかを満たす者とする。

ア 公益財団法人にいがた産業創造機構理事長（以下「機構理事長」という。）の認定を受けて、下記①～⑤のいずれかに取り組む者

- ① 新製品・新商品・新サービス及び新技術の開発に取り組もうとする者（研究開発資金）
- ② 新製品・新商品・新サービス及び新技術により事業転換又は新分野進出を図ろうとする者（事業転換・新分野進出資金）
- ③ 自社又は技術導入により開発された新製品・新商品・新サービス及び新技術により新市場に進出若しくは現市場の拡大を図ろうとする者（企業化資金）
- ④ 複数の中小企業者が共同で新製品・新商品・新サービス及び新技術の開発に取り組もうとする者、又は開発された新製品・新商品・新サービス及び新技術により新市場に進出若しくは現市場の拡大を図ろうとする者（事業共同化資金）
- ⑤ 事業の発展に必要な先端技術機器及び情報関連機器の導入を図ろうとする者

イ 中小企業等経営強化法（平成11年法律18号）第52条第1項の規定に基づき、実施しようとする先端設備等導入計画について市町村長の認定を受けた者

- | | |
|-----------|--|
| (2) 資金使途 | 運転資金及び設備資金（土地建物の取得資金を除き、事業所の増改築資金を含む。また、県内設置に限る。第1号のアに該当する者の場合は、機構理事長が適当と認めた事業の実施に必要なものに限る。） |
| (3) 融資限度額 | 5,000万円 |
| (4) 融資利率 | 責任共有制度対象外の保証付き 年2.05パーセント
責任共有制度対象の保証付き 年2.25パーセント |
| (5) 融資期間 | 運転資金5年以内（据置期間1年以内を含む。）
設備資金7年以内（据置期間2年以内を含む。） |
| (6) 返済方法 | 原則として割賦返済 |
| (7) 信用保証 | 保証協会の信用保証付きとする。 |
| (8) 担保 | 取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。 |
| (9) 保証人 | 原則として法人代表者を除いては、保証人を徴求しないこととする。 |

3 融資手続

この融資を受けようとする者は、次のいずれかの手続による。

(1) 機構理事長の認定を受ける者

新潟県フロンティア企業支援資金（新技術・新事業等展開貸付）融資認定申請書（前項第1号のアの①から④に掲げる要件に係る融資を受けようとする者は様式1-1、前項第1号のアの⑤に掲げる要件に係る融資を受けようとする者は様式1-2）を取扱金融機関を経由して、機構理事長に提出するものとする。

(2) 先端設備等導入計画について市町村長の認定を受けた者

前項第1号のイに掲げる要件に係る融資を受けようとする者は、市町村長より交付された認定書及び先端設備等導入計画の写しを取扱金融機関に提出するものとする。

4 審査及び認定

(1) 機構理事長の認定

機構理事長は、前項第1号の規定による申請があったときは、申請内容を審査するとともに、速やかに保証協会と協議し、融資を適当と認めたときは、申請者に対し、新潟県フロンティア企業支援資金（新技術・新事業等展開貸付）融資認定書（様式2）を交付するものとする。

(2) 先端設備等導入計画の認定（前項第2号）

市町村長より交付された認定書をもって認定とする。

5 融資実行

(1) 前項の認定書の交付を受けた者は、取扱金融機関に対し、当該融資認定書を添えて融資の申込みを行うものとする。

(2) 前号の申込みを受けた取扱金融機関は、速やかに審査し、融資額を決定の上、第2項に規定する融資条件により融資を行うものとする。

6 融資状況報告書

取扱金融機関は、前項の規定により融資を行ったとき（第3項第1号申請の場合のみ）

は、速やかに新潟県フロンティア企業支援資金（新技術・新事業等展開貸付）融資状況報告書（様式3）を機構理事長に提出しなければならない。

（脱炭素貸付）

第9条 脱炭素貸付は、脱炭素に資する設備の導入等を図ろうとする県内中小企業者等に対し、当該事業の推進に必要な資金を融資することにより、事業発展又は新分野開拓を支援するとともに、県内経済の活性化を図ることを目的とする。

2 融資条件

(1) 融資対象者

次のいずれかに該当する者とする。

ア 石油代替エネルギーを使用するために必要な設備又は省エネルギー設備等の脱炭素に資する設備等の導入を図ろうとする者

イ 脱炭素分野の研究開発に取り組もうとする者

(2) 資金使途 機構理事長が適当と認めた事業の実施に必要な運転資金及び設備資金（土地建物の取得資金を除き、事業所の増改築資金を含む。また、県内設置に限る。）

(3) 融資限度額 5,000万円

(4) 融資利率 責任共有制度対象外の保証付き 年2.05パーセント
責任共有制度対象の保証付き 年2.25パーセント

(5) 融資期間 運転資金5年以内（据置期間1年以内を含む。）
設備資金10年以内（据置期間2年以内を含む。）

(6) 返済方法 原則として割賦返済

(7) 信用保証 保証協会の信用保証付きとする。

(8) 担保 取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

(9) 保証人 原則として法人代表者を除いては、保証人を徴求しないこととする。

3 融資手続

この融資を受けようとする者は、新潟県フロンティア企業支援資金（脱炭素貸付）融資認定申請書（様式4）を取扱金融機関を経由して、機構理事長に提出するものとする。

4 審査及び認定

機構理事長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査するとともに、速やかに保証協会と協議し、融資を適当と認めたときは、申請者に対し、新潟県フロンティア企業支援資金（脱炭素貸付）融資認定書（様式5）を交付するものとする。

5 融資実行

(1) 前項の認定書の交付を受けた者は、取扱金融機関に対し、当該融資認定書を添えて融資の申込みを行うものとする。

(2) 前号の申込みを受けた取扱金融機関は、機構理事長の認定を尊重して、速やかに審査し、融資額を決定の上、第2項に規定する融資条件により融資を行うものとする。

6 融資状況報告書

取扱金融機関は、前項の規定により融資を行ったときは、速やかに新潟県フロンティア企業支援資金（脱炭素貸付）融資状況報告書（様式6）を機構理事長に提出しなければならない。

（設備投資促進貸付）

第10条 設備投資促進貸付は、県内中小企業の設備投資を積極的に後押しすることにより、県内経済の活性化を図ることを目的とする。

2 融資条件

(1) 融資対象者

設備の導入（事業所等の建物の取得、増改築を含む。）により、次の要件のいずれかを満たす者とする。

- ① 事業規模の拡大
- ② 経営の効率化
- ③ 事業転換又は新分野進出

(2) 資金使途 設備資金（土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。）

(3) 融資限度額 1億円。ただし、労働生産性向上に資する設備導入の場合は2億8,000万円とする。また、1回の利用に係る最低融資額は1,000万円以上とする。

(4) 融資利率 責任共有制度対象外の保証付き

融資期間7年以内 年2.05パーセント

融資期間7年超10年以内 年2.25パーセント

責任共有制度対象の保証付き

融資期間7年以内 年2.25パーセント

融資期間7年超10年以内 年2.45パーセント

ただし、労働生産性向上に資する設備導入の場合又は小規模企業者の場合は、上記利率から0.15パーセント減じた利率とする。

(5) 融資期間 10年以内（据置期間2年以内を含む。）

(6) 返済方法 原則として割賦返済

(7) 信用保証 保証協会の信用保証付きとする。

(8) 担保 取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

(9) 保証人 原則として法人代表者を除いては、保証人を徴求しないこととする。

3 融資手続

この融資を受けようとする者は、取扱金融機関に対し、次の書類を提出して融資の申込みを行うものとする。

- ① 新潟県フロンティア企業支援資金（設備投資促進貸付）借入申込書（様式7）
- ② 県税の納税証明書
- ③ その他金融機関が必要と認める書類

4 融資実行

前項の申込みを受けた取扱金融機関は、速やかに審査し、融資額を決定のうえ、第2項に規定する融資条件により融資を行うものとする。

5 取扱期限

設備投資促進貸付の融資の取扱期限は、令和9年3月31日までとする。

(DX推進貸付)

第11条 DX推進貸付は、デジタル技術を活用した設備導入により生産プロセス・サービス提供方法の改善等を図ろうとする県内中小企業者等に対し、当該事業の推進に必要な資金を融資することにより、事業発展又は新分野開拓を支援するとともに、県内経済の活性化を図ることを目的とする。

2 融資条件

(1) 融資対象者

次のいずれかに該当する者とする。

ア デジタル技術を活用した設備導入により生産プロセス・サービス提供方法の改善等に取り組む者

イ DXに資する製品・サービスの開発に取り組もうとする者

(2) 資金使途 機構理事長が適当と認めた事業の実施に必要な運転資金及び設備資金(土地建物の取得資金を除き、事業所の増改築資金を含む。また、県内設置に限る。)

(3) 融資限度額 5,000万円

(4) 融資利率 責任共有制度対象外の保証付き 年2.05パーセント
責任共有制度対象の保証付き 年2.25パーセント

(5) 融資期間 運転資金5年以内(据置期間1年以内を含む。)
設備資金10年以内(据置期間2年以内を含む。)

(6) 返済方法 原則として割賦返済

(7) 信用保証 保証協会の信用保証付きとする。

(8) 担保 取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

(9) 保証人 原則として法人代表者を除いては、保証人を徴求しないこととする。

3 融資手続

この融資を受けようとする者は、新潟県フロンティア企業支援資金(DX推進貸付)融資認定申請書(様式8)を取扱金融機関を経由して、機構理事長に提出するものとする。

4 審査及び認定

機構理事長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査するとともに、速やかに保証協会と協議し、融資を適当と認めたときは、申請者に対し、新潟県フロンティア企業支援資金(DX推進貸付)融資認定書(様式9)を交付するものとする。

5 融資実行

(1) 前項の認定書の交付を受けた者は、取扱金融機関に対し、当該融資認定書を添えて融資の申込みを行うものとする。

(2) 前号の申込みを受けた取扱金融機関は、機構理事長の認定を尊重して、速やかに審査し、

融資額を決定の上、第2項に規定する融資条件により融資を行うものとする。

6 融資状況報告書

取扱金融機関は、前項の規定により融資を行ったときは、速やかに新潟県フロンティア企業支援資金（DX推進貸付）融資状況報告書（様式10）を機構理事長に提出しなければならない。

（附則）

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日に従前の要綱による資金の融資残高のあるものについては、「フロンティア企業育成資金」については新技術・新事業展開貸付に、「商業・サービス業新展開資金」については店舗新展開貸付に、「人材確保ゆとり資金」については労働時間短縮設備貸付に読み替える。ただし、融資条件については従前の要綱に定めるところによる。
また、この要綱の施行日以前に従前の要綱によって融資の申込みがあったもので、この要綱の施行日以後に融資を実行するものについても同様とする。
- 3 新潟県フロンティア企業育成資金融資要綱、新潟県商業・サービス業新展開資金融資要綱、人材確保ゆとり資金融資要綱又は新潟県フロンティア企業支援資金融資要綱（以下「フロンティア企業支援資金等融資要綱」という。）の規定により行われた融資の融資期間については、当該融資を受けた者が、平成16年7月13日を中心とする梅雨前線豪雨により損害を受け、経営の安定に支障を生じていると認められる場合にあっては、平成16年8月9日から平成16年12月30日までの間、当該融資が行われた日から当該融資が行われた時に施行されていたフロンティア企業支援資金等融資要綱による融資期間に2年を加えた期間が経過する日又は平成20年3月31日のうち先に到来する日までの範囲内で、その延長の取扱いをすることができる。
- 4 新潟県フロンティア企業育成資金融資要綱、新潟県商業・サービス業新展開資金融資要綱、人材確保ゆとり資金融資要綱又は新潟県フロンティア企業支援資金融資要綱（以下「フロンティア企業支援資金等融資要綱」という。）の規定により行われた融資の融資期間については、当該融資を受けた者が、平成16年新潟県中越地震により損害を受け、経営の安定に支障を生じていると認められる場合にあっては、平成16年11月4日から平成17年3月31日までの間、当該融資が行われた日から当該融資が行われた時に施行されていたフロンティア企業支援資金等融資要綱による融資期間に2年を加えた期間が経過する日又は平成20年3月31日のうち先に到来する日までの範囲内で、その延長の取扱いをすることができる。
- 5 新潟県フロンティア企業支援資金融資要綱の規定により行われた融資の融資期間については、当該融資を受けた者が、平成18年豪雪により損害を受け、経営の安定に支障を生じていると認められる場合にあっては、平成18年1月25日から平成18年3月31日までの間、当該融資が行われた日から当該融資が行われた時に施行されていたフロンティア企業支援資金融資要綱による融資期間に2年を加えた期間が経過する日又は平成21年3月31日のうち先に到来する日までの範囲内で、その延長の取扱いをすることができる。

（附則（抄））

1 この要綱は、平成 10 年 6 月 12 日から施行する。

(附則 (抄))

1 この要綱は、平成 12 年 4 月 3 日から施行する。

(附則 (抄))

1 改正後の要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(附則 (抄))

1 改正後の要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(附則 (抄))

1 この要綱は、平成 16 年 8 月 9 日から施行する。

(附則 (抄))

1 この要綱は、平成 16 年 11 月 4 日から施行する。

(附則 (抄))

1 この要綱は、平成 16 年 12 月 6 日から施行する。

(附則 (抄))

1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 17 年 8 月 22 日から施行する。

(附則 (抄))

1 この要綱は、平成 18 年 1 月 25 日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた第 3 条の規定による改正前の新潟県フロンティア企業支援資金融資要綱第 9 条の規定に基づく融資の残高は、第 3 条の規定による改正後の新潟県フロンティア企業支援資金融資要綱第 9 条の規定に基づく融資の残高とみなす。

3 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

この要綱は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 23 年 5 月 16 日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 26 年 7 月 22 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による

(附則)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による

(附則)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による